



2011年6月6日

イサベラ州サン・マリアノ町における 国際NGO現地調査団 声明

2011年5月30日～6月3日にかけて、食料主権に関する人民連合（PCFS）、イボン財団・国際部、アジア農民連合（APC）、フィリピン農民連合（KMP）、また、イサベラ州農民組織（DAGAMI）は、イサベラ州サン・マリアノ町の遠隔にあるコミュニティーに現地調査団を派遣し、土地収奪の形態に関する、また、日本とフィリピンの企業連合体であるグリーン・フューチャー・イノベーション社（GFII）の進めるバイオエタノール事業に関する懸念を記録・分析した。同調査において、国際NGO現地調査団（IFFM）のメンバーは、去る2月22～23日にKMP、DAGAMI、および、フィリピン農村地域ミッション団体の行なった、ごく最近の派遣調査の結果について裏付けを行なった。

IFFMのメンバーは、広範囲に及ぶ土地収奪や、軍事化、また、農産業関連企業の利益に資する農産業開発の強まりに、同地域の住民が重大な懸念を示していることを明確に確認した。地元農民からの明白な懸念は、サン・マリアノ町における農地改革に関連して、（土地の）正当な再分配がなされていないこと、また、サトウキビの単一作物栽培用に大規模な土地取得が行われることによって、そうした歴史的な不当行為が悪化することだった。

エタノール精製工場や発電所、また、第一級農地や再生林地域に広がる11,000ヘクタールの（サトウキビ）プランテーションを伴う同事業は、2012年3月までに操業を開始する予定だ。環境面に責任を持つ産業として進められており、同地方に経済ブームをもたらすこと、フィリピンのバイオ燃料の輸入依存を軽減すること、また、イサベラ州をフィリピンで最大のバイオ燃料事業地にする類を見ない投資になることが期待されている。日本企業はまた、同事業のクリーン開発メカニズム（CDM）への登録手続きも進めている。

しかしながら、イサベラ州でプランテーションの対象とされている11,000ヘクタールの大部分の地域は、サン・マリアノ町や近隣の町において数千もの農民が利用し、耕作してきた場所である。これらの土地は、野菜やバナナ、パイナップル、当地伝来種の米やコーンを収穫でき、そこに暮らしてきた家族にとっては主生計となっている。しかし、包括的農地改革プログラム（CARP）の受益者や、先祖伝来の領域権を要求する先住民族、また、公有地譲渡証書の所有者を含む、地域住民のほとんどが、サトウキビ・プランテーションによって追い出されるのではないかと懸念している。

同地方は、世代を超えた土地所有権の移譲が歴史的に複雑に行なわれてきたこと、また、所有権をめぐる多数の対立する請求がなされてきたことに特徴づけられる。この対象地域を未利用の、あるいは、非生産的な、あるいは、人気のない地域として分類するのは間違いである。そこで暮らし、耕作をしてきた、影響を受ける多くの農民や先住民族は、すでに公有地譲渡証書の申請を行ってきたにもかかわらず、ほとんどの申請者が拒否されてきた。IFFMのメンバーは、政府の役人らと共謀した無法な輩が、農民や先住民族の土地権利法に関する知識不足にどのように付け込み、土地権利取得における詐欺行為を働いてきたか、そうしたケースを直に聞き、記録した。バイオエタノール事業が同地域に入ってきたことにより、これらの農民や先住民族コミュニティーは、土地収奪や土地投機に対し、ますます脆弱になった。特に、土地所有裁定証書（CLOA）のほとんどが、ランドバンクによる権利喪失手続きに直面している。

GFIIと契約しているエコ・フューエル・ディベロップメント社はまた、農業労働者（その多くは以前、小規模の農民であったが、土地収奪により追い出されてしまった）を労働権の深刻な

侵害の下に晒している。労働者は、パッキャオ・システムに基づく低賃金など、サトウキビ・プランテーションにおける非常に搾取的な状況について報告をしている。(IFFM の)聞き取りにおいて報告された労働賃金の額はすべて、同地方における農業労働者の法定最低賃金(日当 233 ペソ)以下であった。その他、安全装備もないままに有毒な肥料や殺虫剤を散布、契約無しで週 6 日間労働、職務上の健康問題の頻発(深刻な脚の負傷を含む)、社会安全システム(SSS)やフィル・ヘルス(医療保険)への未加入(加入を約束されている場合であっても)といった問題についても報告されている。

もし同事業がこのまま進められれば、コミュニティの食料生産能力は著しく減退し、農民が食料の生産地を求めて新しい土地を開墾していく過程で、森林地域への更なる侵入を引き起こすであろう。森林の生物多様性や農生態学に関する国内外の専門家を有した IFFM のメンバーにとって、これまで多様な作物の栽培に利用されてきた土地や森林地域が転換されることにより、著しい炭素排出や生物多様性の喪失が起きることは自明のことである。同事業はまた、サン・マリアノ町の森林生態系の一部をなすシエラ・マドレ自然公園といった法定自然保護地域への深刻な脅威でもある。なぜなら、同保護地域はコミュニティの食料生産にとって欠かすことのできない水資源を供与しているからだ。季節毎に台風が直撃するルソン島北部に位置する同地域は、土砂崩れや洪水への脆弱性もより一層大きい。上に列挙したような生態への影響も合わせ、長期的な社会経済コストは、国にとって悲惨なものだ。

IFFM は、同事業への反対の声が高まっている地域で、軍人や軍隊のプレゼンスが増加していると、地域住民から直接聞いた。バイオエタノール事業に対して物申している住民は、脅迫、弾圧、発砲、殺すという脅し、また、新人民軍(共産ゲリラ)の一員や犯罪者であるなど誤った批判を受けるなど、人権侵害の犠牲者である。居住地域に配備された軍の駐屯地は、人権と国際人道法の尊重に関する包括協定(CAHRHIL)の明確な違反行為であり、早急に対処されなくてはならない。

IFFM の調査結果に基づき、フィリピン下院・上院議員、農地改革省(DAR)、環境天然資源省(DENR)、農業省(DA)は、以下について早急な対応をされたい。

1. **農民、農業労働者、また、先住民族の要求に耳を傾け、彼らの人権、特に彼らの土地の所有権や耕作権を認知・尊重し、土地収奪や変則的な土地権取得を収束させること。** バイオエタノール事業によって脅かされている先祖伝来の領域や伝統的な知識・統治体系といった先住民族の権利を認めること。無法な輩が政府の役人と共謀して行なっている広範囲に及ぶ変則的な土地権取得や土地収奪のケースを調査し、起訴すること。CLOA の権利喪失手続きを止めること。詐欺行為や虚偽報告を通じて取得された土地権については、破棄撤回の手続きに着手すること。
2. **イサベラ州における GFII のバイオ燃料事業に対する国としての支援・支持をすべて撤回すること。** イサベラ州のバイオエタノール事業を CDM 事業として登録することに対し、支援を止めること。バイオ燃料のための単一作物栽培は生態破壊の一つであり、地球温暖化や土壌侵食、生物多様性の喪失といった問題を悪化させることを認識し、こうした観点からバイオ燃料に関するフィリピン国内法の見直しを行なうこと。
3. 人権と国際人道法の尊重に関する包括協定(CAHRHIL)の規定に従い、サン・マリアノ町の村々の居住地中心部に配備されているすべての軍の駐屯地を撤去すること。 バイオ燃料事業に反対しているコミュニティのメンバーやその協力者らに対する、軍や准軍事組織、警備担当者による嫌がらせを止めさせること。住民の人権を尊重し、人権侵害を犯した者を起訴すること。

(訳: FoE Japan 波多江)